

八王子市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年4月1日施行

改正 平成19年6月22日 平成20年4月1日 平成24年2月1日 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、対象者に係る審判請求に要する費用（申立費用（収入印紙代）、登記費用（収入印紙代）、郵便切手代、診断書作成手数料、鑑定費用とする。以下「審判請求申立費用」という。）及び成年後見人等報酬費用（以下「報酬費用」という。）の負担が困難な者に対する助成基準を定めるとともに、成年後見制度利用に係る費用の助成手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象経費)

第2条 審判請求申立費用及び報酬費用の助成の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判請求申立費用の助成の対象となる経費は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき審判の請求を行った際に、市長が家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により負担した審判請求申立費用及び本人又は4親等内の親族が申立てを行った際の審判請求申立費用とする。
- (2) 報酬費用の助成の対象となる経費は、民法の規定により、家庭裁判所が選任した成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の支払いに係る費用とする。

(費用助成の要件)

第3条 審判請求申立費用及び報酬費用の助成の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条又は第8条に規定する申請の時点において、市内に現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、市内に住所等を記録されている者。ただし、市内の施設等への入所、入居等に伴って転入した者で、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険者（その他法令の規定による措置権者、保護及び援護の実施機関を含む。以下「保険者等」という。）が八王子市以外の市区町村になっている者を除く。
- (2) 市外の施設等への入所、入居等に伴って転出した者で、保険者等が八王子市となっている者。
- (3) 審判請求申立費用（第4条第1項第1号に規定する助成限度額）を、本人の属する世帯の収入及び資産（現金・預貯金等）から控除したとき、資産が50万円以下となる者であること。
- (4) 成年後見人等の報酬費用（第4条第1項第2号に規定する助成限度額）を、本人の

属する世帯の収入及び資産（現金・預貯金等）から控除したとき、資産が50万円以下となる者であること。

(5) 世帯員が居住する家屋、その他日常に必要な財産以外に活用できる財産がないこと。

(6) 成年後見人等が配偶者又は4親等内の親族でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前条各号に定める経費を助成することができる。

（費用助成の額）

第4条 審判請求申立費用及び報酬費用の助成額は、次の区分によるものとする。

(1) 第2条第1項に規定する審判請求に要する費用の実費相当分。ただし、診断書作成手数料については6,000円を、鑑定費用については100,000円を上限とする。

(2) 第2条第2項に規定する報酬費用の助成については、1月の半期以上を施設等へ入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とし、かつ家庭裁判所による報酬付与審判決定額の範囲内とする。また、1回に請求できる報酬付与対象期間は原則1年以内とする。

2 前項の規定による助成の総額については、予算の範囲内とする。

（審判請求申立費用助成の申請）

第5条 審判請求申立費用の助成を受けようとする者は、市長が必要と認める書類等を添付し、成年後見等開始の審判が確定した日から1年以内に、成年後見等審判請求申立費用助成申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

（審判請求申立費用助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見等審判請求申立費用助成通知書（第2号様式）により申請者に対して通知するものとする。

（審判請求申立費用助成金の請求）

第7条 前条の規定により、助成金額が決定した申請者は、速やかに成年後見等審判請求申立費用助成金請求書（第3号様式）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。ただし、市長申立てにより後見人等付与審判請求を行った者については、市長が一旦負担した審判請求申立費用と相殺し、その全額又は一部を求償しない方法又は差額を助成金として交付する方法によるものとする。

（報酬費用助成の申請）

第8条 後見等の開始後の報酬費用の助成を受けようとする者は、次により市長が必要とする書類等を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 報酬付与審判の申立てを行う前に、成年後見人等報酬費用助成申請書（第4号様式）により申請しなければならない。

(2) 市長申立て以外の者ですでに報酬付与審判が確定している者については、報酬付与

審判後1年以内に成年後見人等報酬費用助成申請書（第4号様式）により申請しなければならない。

（報酬費用助成の決定）

第9条 市長は、前条各号の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、申請者に対して成年後見人等報酬費用助成決定（却下）通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（報酬助成金の交付申請）

第10条 前条の規定により、助成が決定した申請者は、報酬付与審判の後、成年後見人等報酬費用助成金交付申請書（第6号様式）に市長が必要と認める書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

（報酬費用助成金交付額の決定）

第11条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成金額を決定し、申請者に対して成年後見人等報酬費用助成金交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（報酬費用助成金の請求）

第12条 前条の規定により、助成金額が決定した申請者は、速やかに成年後見人等報酬費用助成金請求書（第8号様式）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（受給資格の喪失）

第13条 報酬費用助成金については、第3条に規定する助成要件を満たさなくなったときは、助成金の受給資格を失うものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、当該助成金をその者から返還させることができるものとする。

2 第3条に規定する要件を欠くに至ったと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定にかかわらず、申請書等の様式があるときは、当分の間、従前の様式を使用することができる。